

地域特性に即したウェルネス（健康寿命延伸）推進に関する 基礎的研究業務 公募型企画競争 提案説明書

1 業務名

地域特性に即したウェルネス（健康寿命延伸）推進に関する基礎的研究業務

2 背景と目的

人生 100 年時代として全国的に高齢化が急速に進展する中、全国や他政令市に比べて健康に関する指標が低い札幌市において、「平均寿命」と「健康寿命」との差を短縮することが急務となっている。

このため、今後 10 年間のまちづくりの目標や考え方をまとめた計画「第 2 次札幌市まちづくり戦略ビジョン」（令和 4 年度～令和 13 年度）の中で、3 つのまちづくりの重要概念の一つに「ウェルネス（健康寿命延伸）」を定め、「誰もが生涯健康で、学び、自分らしく活躍できる社会」の実現に取り組んでいる。

市民の健康寿命の延伸に向けては、身体面だけでなく、精神的・社会的な健康づくりにも取り組むほか、行政だけではなく、企業、大学が同じ目標に向けて協業し、異業種・同業種で効果的に連携しながら、様々な角度から市民へのアプローチを継続する必要がある。

また、市民の多様なライフスタイルに合わせた行動変容を促す仕組みを構築し、市民や企業が自ら行動するムーブメントを醸成していく必要がある。

さらには、効果測定や効果検証を通じて、より効果的な取組を見出し、効率的に実施していく必要がある。

本業務は、上記課題を解決しながら、市民の健康寿命延伸に向けた具体的な取組を検討する上での基礎的研究を目的としたものである。

3 業務の内容

受託者は、以下の業務を行うものとする。

本業務の遂行に当たっては、札幌市と協議の上で進めることとし、検討の経緯及び結果は、イメージ図やデータを用いてわかりやすくまとめること。

(1) 札幌市の地域特性調査

- ・最新の各種健康関連指標、特徴的な風土、インフラ、環境、行政機関・企業・団体などで実施している取組、その他事項の情報を収集すること。
- ・意識や行動などの市民傾向について、直接市民から収集して特性を取りまとめること。

(2) 先進地域調査

国内・国外のそれぞれ5ケース以上の先進地域の取組事例や効果的な事例、今後普及が見込まれる研究・技術などの情報を収集し、取りまとめること。なお、収集する情報は、今後札幌市が事業を検討する上で参考となる可能性のあるものを取りまとめること。

(3) 市内にある有効なリソース調査

市民の健康寿命延伸に関連し、市内の企業・団体・大学・行政機関などが有する知見、ノウハウ、技術、商品、サービス、研究成果、強みなどの情報を収集し、取りまとめること。

(4) データ収集・効果測定・効果検証の方策の提案

- ・有効な取組を見つけ出すために行う効果測定・効果検証において必要な、アンケート内容、抽出すべきデータの種類、各種項目、しかけ、必要なデータ等の蓄積年数、対象者、抽出方法などについてとりまとめること。
- ・有効なデータ収集・効果測定・効果検証の方策についてとりまとめること。

(5) 地域特性に応じた効果的な取組の提案

- ・上記(1)～(4)を踏まえて、短期（1～2年）、中期（～5年）、長期（10年以上）の視点で、属性・ターゲットなどに応じた効果的なアプローチ手法や具体的な事業企画案を取りまとめること。
- ・具体的な事業企画案は、短期、中期、長期それぞれ、行政が主体となるもの、それ以外が主体となるものに分けて、想定される事業規模、実施するうえでの課題と合わせて提案すること。

(6) 報告書の作成

業務成果を報告書にまとめる。報告書の様式は「7 成果品」のとおり。

なお、本市が求めた場合は、随時、電子メール等により進捗状況を報告すること。

4 企画提案を求める項目

(1) 本業務に取り組むうえでの視点

健康寿命延伸に関する現状、近年の社会経済動向及び第2次札幌市まちづくり戦略ビジョン等の関連計画を踏まえ、幅広い分野を捉えた俯瞰的な視点を持ち、特に重要と考えられる点、留意すべき点などをわかりやすく提案すること。

(2) 札幌市の地域特性調査

- ・収集する情報の属性・種類を明確に提案すること。
- ・情報の収集方法やサンプル数などを、その妥当性と併せて提案すること。

(3) 先進地域調査

収集する事例の考え方のほか、取組の効果や実施における課題など、情報を把握する具体的な手法などについて明確に提案すること。

- (4) 市内にある有効なリソース調査
様々な分野から幅広く情報収集し、取組効果を高める有効性や活用可能性を把握する具体的な手法などについて明確に提案すること。
- (5) データ収集・効果測定・効果検証の方策の提案
各調査を関連付けて、どういった観点で取りまとめる予定であるかを提案すること。
- (6) 本業務のスケジュール
本業務を遂行するうえで、想定するスケジュール案を提案すること。
- (7) 独自提案
本業務を実施するにあたり、提案者が追加することが効果的と考える独自提案があれば提案すること。
- (8) 業務の執行体制及び過去の類似・関連業務実績について
本業務の執行体制のほか、本業務に活かすことができると考える類似業務の実績と、その活かし方を提案すること。

5 業務規模

- 5,000 千円を上限額とする（消費税及び地方消費税 10%を含む）。
上記金額は規模を示すものであり、契約は別途設定する予定価格の範囲内で行う。

6 履行期間

契約締結の日から令和 6 年 3 月 22 日（金）まで

7 成果品

- (1) 業務報告書：A4 版製本 カラー両面印刷 5 部
- (2) 業務報告書概要版：A3 版 2～3 枚程度 5 部
- (3) 電子データ：PDF 及び Word、Excel、PowerPoint 等作業可能な形式

8 参加資格

- (1) 札幌市競争入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (3) 公募開始日から契約締結日までの期間に、札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている者でないこと。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく更生手続き又は再生手続きの開始の申し立てがなされていないこと。

- (5) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申し立てがなされている者でないこと。
- (6) 次に掲げる者のいずれにも該当せず、また、今後もこれらの者に該当することのないこと。
- ① 役員等（申出者が個人である場合にはその者を、申出者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、申出者が団体である場合は代表者、理事等をいう。以下同じ。）が暴力団員（札幌市暴力団の排除の推進に関する条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められる者。
- ② 暴力団（札幌市暴力団の排除の推進に関する条例第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者。
- ③ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる者。
- ④ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者。
- ⑤ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者。

9 スケジュール（予定）

企画提案の公募開始	令和 5 年 8 月 18 日（金）
質問書の提出期限	令和 5 年 8 月 28 日（月）12 時 00 分必着
参加意向申出書の提出期限	令和 5 年 8 月 31 日（木）17 時 00 分必着
企画提案書等提出期限	令和 5 年 9 月 6 日（水）17 時 00 分必着
参加資格の確認及び一次審査	令和 5 年 9 月 7 日（木）
二次審査（ヒアリング）	令和 5 年 9 月 15 日（金）

10 参加意向申出書の提出

- (1) 提出書類
参加意向申出書（様式 1） 1 部
- (2) 提出期限
令和 5 年 8 月 31 日（木）17 時 00 分必着
- (3) 提出方法及び提出先
郵送又は持参にて以下に提出すること。

〒060-0042 北海道札幌市中央区大通西 19 丁目 WEST19 3F

札幌市保健福祉局保健所 ウェルネス推進担当課

※ 郵送の場合は、送付後に到達を確認すること。

※ 直接提出する場合は、平日の9時00分～17時00分に持参すること。

(4) 提出書類の入手方法

様式については、札幌市公式ホームページにてワードデータが取得可能であるとともに、札幌市保健福祉局保健所ウェルネス推進担当課でも配布する。

【札幌市公式ホームページ】

https://www.city.sapporo.jp/hokenjo/keiyakujouhou/2023_wellness_kenkyu.html

11 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

ア 企画提案書及び積算書（様式自由、A4、両面使用）

（ア）表紙に提案者の団体名称を記載したもの 1部

（イ）提案者を特定可能な情報が記載されていないもの 9部

イ 上記ア(イ)の PDF データ（CD 又は DVD） 1部

(2) 留意事項

ア 企画提案書は、具体性をもって簡潔かつ明瞭に記載すること。

イ 積算書は具体的な積算内訳がわかるように記載すること。なお、本積算額は企画書が選定された提案者との契約額を確定するものではない。

ウ 提出された書類は返却しない。

(3) 提出期限

令和5年9月6日（水）17時00分必着

(4) 提出方法及び提出先

上記「10（3）提出方法及び提出先」に同じ。

(5) 提出書類の入手方法

上記「10（4）提出書類の入手方法」に同じ。

12 質疑

(1) 質問方法

質問がある場合は、質問受付期間内に、所定の質問書（様式2）に質問の要旨を簡潔に記入し、札幌市保健福祉局保健所ウェルネス推進担当課宛に電子メールで送信すること。

電子メールのタイトルは「地域特性に即したウェルネス（健康寿命延伸）推進に関する基礎的研究業務」とし、令和5年8月28日（月）12時00分まで受け付けるものとする。

送付先電子メールアドレス：wellness@city.sapporo.jp

なお、電話での質問は受け付けない。

(2) 質問に対する回答

回答は電子メールにて行う。また、公平を期すため、原則として質問と回答の要旨をホームページにて公開する。

13 選定方法について

企画提案は、札幌市の関係部局の職員などからなる「地域特性に即したウェルネス（健康寿命延伸）推進に関する基礎的研究業務」企画競争実施委員会（以下、「実施委員会」という。）において、後述「14 評価基準」により(1)、(2)のとおり審査を行い、最も優れた企画提案者を選定する。

(1) 一次審査

ア 提出書類による書類審査を行う。

イ 一次審査通過の企画提案は、総合的に評価を行い5件程度とする。

ウ 一次審査の結果は、確定後直ちに企画提案者全員に文書で通知する。

エ 応募件数が5件程度以下の場合是一次審査を省略する。この場合は、提出者全員に別途連絡する。なお、応募件数が1件の場合、最終審査において最低基準点以上であれば最も優れた企画提案者として選定する。

(2) 二次審査（ヒアリング）

ア 一次審査を通過した企画提案に対し、ヒアリングを実施する。

イ 出席者は総括責任者を含む最大3名までとする。

ウ ヒアリングは1者25分（説明15分、質疑10分）を想定し、順次個別に行う。

エ ヒアリングの結果は、速やかに企画提案者全員に対し、文書により通知する。なお、評価について疑義がある場合は、「17 問い合わせ先」において、当該通知があった日の翌日から起算して3日（札幌市の休日を定める条例に規定する休日を除く。）以内に申立てをすることができる。

(3) 契約の相手方について

ア 契約の相手方は、上記審査によって選定された者との間で、随意契約により行うことを原則とする。その手続きについては、札幌市契約規則による。

イ 選定された者との交渉が不調に終わった場合、実施委員会において次点とされた者と交渉する場合がある。

ウ 企画提案にあたり、虚偽の記載など不正とみなされる行為を行った場合には、契約の相手方としない場合がある。

エ 契約候補者が提案書類に記載した事項の変更は、原則として認めない。

14 評価基準

(1) 審査は下表に示す審査項目による総合点数方式とし、満点の6割を最低基準点と定める。

- (2) 一次審査においては、最低基準点以上の者のうち、実施委員会委員の評価の合計点数が高い順に通過者を決定する。
- (3) 最終審査においては、一次審査の結果は持ち越さないものとし、最低基準点以上の者のうち、実施委員会委員の評価の合計点数が最も高い提案者を契約候補者とする。合計得点が同点となった場合は、評価の視点 (2) 及び(5)の合計得点が高かった企画提案に決定し、それでもなお同点となる場合は、実施委員会の協議により決定する。
- (4) 実施委員会委員の評価の合計点数が同点の事業者が2者以上あった場合には、実施委員会で協議のうえ選定する。
- (5) 企画提案への参加者が1者となった場合は、合計得点が最低基準点に満たない場合は不採択とする。

評価の視点	配点
(1) 本業務に取り組むうえでの視点 ・提案内容が、目的に沿った妥当なものとなっているか	10
(2) 札幌市の地域特性調査 ・調査手法、対象、調査内容等が、目的に沿った妥当なものとなっているか ・調査項目や規模に、市民の特性を見出す有効性が期待できるか	20
(3) 先進地域調査 ・収集する事例の考え方が目的に沿った妥当なものとなっているか ・調査手法に具体性があり、詳細を把握することが期待できるか	15
(4) 市内にある有効なリソース調査 ・情報収集する分野に幅広い視野を持っているか ・有効性や活用可能性など、より詳細に把握することが期待できるか	15
(5) データ収集・効果測定・効果検証の方策の提案 ・取りまとめる観点が目的に沿った妥当なものとなっているか ・効果的な方策を導き出せるよう、各調査との関連性が具体的に示されているか	20
(6) スケジュール、業務執行体制等 ・業務の実施に無理がなく、適切かつ有効なスケジュールとなっているか。 ・過去の類似・関連業務実績、執行体制が十分で、業務を円滑に遂行できると判断できる提案となっているか。 ・積算額が適切であるかどうか。	10
(7) 独自提案 ・業務の目的を達成するにあたって、独自性があり、効果的な提案となっているか。	10
合計	100

15 失格事項

次のいずれかに該当した者は失格とする。

- (1) 提出書類に虚偽の記載をし、その他不正の行為をした者
- (2) 本要領に定める手続以外の手法により、実施委員会の委員及び市職員から助言、援助その他審査の公平を疑われるような行為を受けた者又は当該行為を求めた者
- (3) 本プロポーザルの手続期間中に参加停止を受けた者
- (4) 提出書類の提出期間、提出場所、提出方法、記載方法等が、本要領及び各様式の留意事項に適合しなかった者
- (5) 審査の公平性を害する行為を行った者
- (6) その他、本要領等に定める手続、方法等を遵守しない者

16 その他留意事項

- (1) 本プロポーザルに係る一切の費用については参加者及び提案者の負担とする。
- (2) 提出書類の著作権は、各提案者に帰属する。
- (3) 提出書類は、原則として公開しない。ただし、本プロポーザルの実施に必要な場合、提出書類等を札幌市が利用することを許諾することとする。（複製を含む。）
- (4) 提出期限後の提出、差替え、変更、再提出及び追加は認めない。
- (5) 入選者は、その後の委託業務の遂行に必要な場合、提出書類等を札幌市が利用することを許諾することとする。（複製の作成を含む。）
- (6) 札幌市が提供した資料は、札幌市の了解なく公表、使用することができない。
- (7) 本業務に係るデザイン、意匠、著作権及び業務に付随して発生する全ての権利は札幌市に帰属し、本市の許可なく無断で使用、情報提供等を行うことを禁ずる。また、本業務に関連して得られた個人及び企業情報等の全てについて、本市及び当該個人並びに当該企業の代表者の許可なく第三者に情報提供あるいは情報を漏らすことを禁ずる。

17 問い合わせ先

〒060-0042 北海道札幌市中央区大通西 19 丁目 WEST19 3F

札幌市保健福祉局保健所ウェルネス推進担当課 担当：元木、山田

TEL：011-622-5151

Eメール：wellness@city.sapporo.jp